○経済産業告示第二百十二号

液 化 石 油 ガ ス \mathcal{O} 保 安 \mathcal{O} 確 保 及 び 取 引 \mathcal{O} 適 正 化 に 関 す る法 律 施 行 規 則 平 成 九 年 通 商 産 業 省 令 第十 - 一号) 0)

規定に対 基づき、 バ ル ク 供 給 及 び充 てん設備 に関する技術上 \mathcal{O} 基準 等 \mathcal{O} 細 目 を定める告示 . つ — 部を改正する告

示を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

バ ル ク 供 給 及 び 充て λ 設 備 に 関 する 技 術 上 \mathcal{O} 基 準 等 \mathcal{O} 細 目を定める告示 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告 示

バ ル ク 供 給 及び 充て ん設 備 に関 する技術 上 \mathcal{O} 基 潍 · 等 \mathcal{O} 細 目 を定め る告示 平 成 九 年 通 商 産業省告示第百二

十七号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に より、 改 正 前 欄 に 掲げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線を付 l た 部 分は、 これ に順 次対 応する改 Ē 後 欄 に 撂 げ る 規定

 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め、 改 正 一後欄 に二 重 一傍線を付 した規定で改正 前 欄 にこれ に対応する ものを掲

げていないものは、これを加える。

イの外観検査	定めるところにより行うこと。	二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに	一[略]	より行うものとする。	同じ。)の検査は、次の各号に掲げるところに	ク貯槽(附属機器を除く。以下この項において	う。) 第十六条第二十二号の規定に基づくバル	正化に関する法律施行規則(以下「規則」とい	第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適	(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)	改 正 後
イの外観検査	定めるところにより行うこと。	二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに	一[略]	より行うものとする。	同じ。)の検査は、次の各号に掲げるところに	ク貯槽(附属機器を除く。以下この項において	う。) 第十六条第二十二号の規定に基づくバル	正化に関する法律施行規則(以下「規則」とい	第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適	(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)	改正前

	ルク貯槽であって、当該検査の日から起
	検査による確認を経て検査に合格したバ
	いことを確認すること。ただし、非破壊
	又は内面について割れ、傷等の欠陥がな
[新設]	(2) 非破壊検査により、バルク貯槽の外面
	V
ついて行うことができる。	年以下のものについては、この限りでな
検査による確認は、外面に代え、内面に	密性を保持し、かつ、経過年数が三十五
て作業が可能なものの場合には、非破壊	ルク貯槽であって、当該検査の日以降気
だし、バルク貯槽のうちその内部におい	し、内面については、検査に合格したバ
等の欠陥がないことを確認すること。た	の欠陥がないことを確認すること。ただ
槽の外面について腐食、割れ、傷、変形	び内面について腐食、割れ、傷、変形等
(1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯	(1) 目視検査により、バルク貯槽の外面及

算
l
て
+
五.
年
以
内
7
あり
り、
٠,
7)3
ر ٠ ١
⟨✓▽
経過
胆
++-

数が三十五年以下のものについては、(1)

の目視検査を行いその外面について欠陥

がないことが確認された場合は、この四

りでない。

(3) バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最

小厚さ以上の厚さを有していることを確

認すること。

耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上 (

口

特 定 設 備 検査 規 則 (昭 和 五. 十 年 通 商 産 業

省令第四号)第二条第十七号に規定する第

二種特定設備(以下単に「第二種特定設備

」という。)にあっては、常用の圧力の一

(2)

)バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、

最

小

厚さ

以

上

 \mathcal{O}

厚さを有していることを確

認すること。

耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上 (

口

特定設備検査規則(昭和五十一年通商産業

省令第四号)第二条第十七号に規定する第

種特定設備(以下単に「第二種特定設備

という。)にあっては、常用の圧力の一

経過年数が三十五年以下のものについては	当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、	し、検査に合格したバルク貯槽であって、	、漏えいがないことを確認すること。ただ	その他の危険性のない気体を使用して行い	ハ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で空気	除く。)	り非破壊検査による確認を要しない場合を	認された場合又はイ(2)ただし書の規定によ	(2)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確	等の異状がないことを確認すること。(1	体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい	・三倍以上)の圧力で水その他の安全な液
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	------	---------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	---------------------

(1) 認された場合を除く。) 等の異状がないことを確認すること。 体を使用して行 ・三倍以上)の圧力で水その他の安全な液 気密試験 の非破壊検査を行い欠陥がないことが確 常用の圧力以上の圧力で空気 い、 膨 らみ、 伸び、 漏 え 1

、漏えいがないことを確認すること。その他の危険性のない気体を使用して行い気密試験 常用の圧力以上の圧力で空気

にあっては、当該外壁を構造壁等とみなすこと	- にあっては、当該外壁を構造壁等とみなすこと
に合格するものと同等以上の性能を有する場合	に合格するものと同等以上の性能を有する場合
○四(一九九四)に規定される三○分加熱試験	○四(二○一七)に規定される三○分加熱試験
されている建築物の外壁が日本工業規格A一三	されている建築物の外壁が日本産業規格A一三
2 液化石油ガスの供給を受ける消費設備が設置	2 液化石油ガスの供給を受ける消費設備が設置
第二条 [略]	第二条 [略]
(構造壁等の設置等)	(構造壁等の設置等)
2 [略]	2 [略]
三[略]	三 [略]
	作用する圧力で行うことができる。
	がある使用状態において当該バルク貯槽に
	、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガス

出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知	出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知
いた構造のものであって、ふた、安全弁の放	いた構造のものであって、ふた、安全弁の放
又はこれと同等以上の強度を有する材料を用	又はこれと同等以上の強度を有する材料を用
工業規格G三一〇一(一九九五)SS400	産業規格G三一〇一(二〇二二)SS400
ターは、厚さ一・六ミリメートル以上の日本	ターは、厚さ一・六ミリメートル以上の日本
一 地盤面上に設置するバルク貯槽のプロテク	一 地盤面上に設置するバルク貯槽のプロテク
ばならないものとする。	ばならないものとする。
は、次の各号に掲げる基準に従って設けなけれ	は、次の各号に掲げる基準に従って設けなけれ
第九条 規則第十九条第三号ハ8のプロテクター	第九条 規則第十九条第三号ハ8のプロテクター
(プロテクターの設置等)	(プロテクターの設置等)
3 [略]	3 [略]
ができる。	ができる。

ロ イの下地処理を行った後、速やかに次に	ロ イの下地処理を行った後、速やかに次に
イ [略]	- イ [略]
一 地盤面上に設置したバルク貯槽	一 地盤面上に設置したバルク貯槽
第十条 [略]	第十条 [略]
(腐しょくを防止する措置等)	(腐しょくを防止する措置等)
いた構造のものであること。	いた構造のものであること。
又はこれと同等以上の強度を有する材料を用	又はこれと同等以上の強度を有する材料を用
工業規格G三一〇一(一九九五)SS400	産業規格G三一〇一 (二〇二二) SS400
ターは、厚さ四・五ミリメートル以上の日本	ターは、厚さ四・五ミリメートル以上の日本
二 地盤面下に埋設するバルク貯槽のプロテク	二 地盤面下に埋設するバルク貯槽のプロテク
口部以外には、開口部を設けないこと。	口部以外には、開口部を設けないこと。
器に係る電気ケーブル等に使用されている開	器に係る電気ケーブル等に使用されている開

	トル)	準塗布					トル)	準塗布			
	ロメー	り の 標					ロメー	り の 標			
	マイク	ル当た					マイク	ル当た			
数	単 位 ——	メート	種類	種 類		数	単 位	メート	種類	種類	
途 装 回	膜 厚 (一 平 方	塗 料 の	· 塗 装 の		塗 装 回	膜厚(一 平 方	塗 料 の	· 塗 装 の	
	合	然乾燥を行う場合	自然乾燥	(1)			合	然乾燥を行う場合	自然乾燥	(1)	
							きる。	塗料とすることができる。	一料とする	る途	
	できる。	料とすることができる。	る塗料とす	れる	れ	と同等以上の性能を有すると認められ	を有する	上の性能	(と) 同等以	種類	
ると認めら	性能を有すると認	同等以上の性質	より	験に	の	める塗料	第二欄に定	の 表 の	応するこれら	応す	
規定される試	に	(一九九〇)	五四〇〇	格 K	対	の 区 分 に	装の種類	掲げる塗	第一欄に	表の	
日本工業規	種類は、「	塗料の	1において、	場合	の	(1) 又 は (2)	種類は、	、塗料の	1において、	場合	
こと。この	塗装を行うこと。	ところにより塗装	る	定め	0)	>	塗装を行うこと。	り	るところによ	定め	

							 涂	 錆	<u> </u>		
							塗装	止め			
ーさび	ムフリ	・ ク ロ	一)鉛		七四(K 五 六	業規格	日本産			
					上	三十以	た り 百	一旦当	ラム)	位 グ	 量 (単
						十以上	たり二	一旦当			
							上	三回以			
							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	錆 止 め			
ト	ロメー	ンクク	五	一 九 九	二七(K 五 六	業規格	日			
錆止		ク	ジ	九		六	格	日 本 工			
- 単 - 上 		ク 	ジ	九	上	三十以三十以		一回当	ラム)	位 グ	量 (単
- 単 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一		ク	ジ	九					ラム)		
此	1	ク 	ジ	九		三十以	た り 百	一旦当	ラム)		

											イント	止めぺ
	メ ト	ククロ	丹ジン	五) 鉛	一九九	二八(K 五 六			種又は	ントニ	めペイ
<u> </u>	1.1	⊢ 1	~ [ルロ	7 Ч	<u> </u>	/ N	11 廿	<u> </u>	14	<u> </u>	

						塗装	上 塗 り	
ナメル	樹脂工	タル酸	<u></u> フ	七二(K 五 五	業規格	日本産	
				上	三十以	たり百	一旦当	
					五以上	た り 十	一 回 当	
						上	三回以	

F											
							塗装	上塗り			
ナメル	樹脂エ	タル酸	五 フ	一 九 九	七二(K 五 五	業規格	日 本 工	_	トニ重	ペイン
					上	三十以	た り 百	旦当			
						五以上	た り 十	旦当			
							上	二回以			

(2)
焼き
付け乾
燥を気
行う場
合

種類

種類

メ

1

単

位

数

塗装

 \mathcal{O}

塗 料

 \mathcal{O}

平

方

膜

厚

塗装

口

略]							種類	塗装の	
略							種類	塗料の	
[略]	ラム)	位 グ	量(単	準塗布	り の 標	ル当た	メート	一 平 方	
[略]				トル)	ロメー	マイク	単 位	膜厚(
[略]							数	塗装回	

略

略

略

略

略

ラム)

量

単

位

グ

準

塗

布

1

ル

り

 \mathcal{O}

標

口

メ

]

ル

当

た

7

1

ク

(2) 焼き付け乾燥を行う場合

<u>-</u>	(注)									塗装	 上塗り
略」	略	料	樹	ル	- (//)	<u> </u>	<u></u>	五.	K 五.	業	
			脂 塗	キド	ミノア	ア		五 一	六	規 格	日本産
								上	三十以	た り 百	回当
									五以上	た り 十	回当
										上	一 回 以
二	(注)									塗装	上塗り
二	(注)	料	樹脂塗	ルキド	ミノア		一九九	五一	K 五六	塗装業規格	上塗り日本工
_		料	樹脂塗	ルキド	ミノア			五	K 五六 三十以		塗 り <u> </u>
_		料	樹脂塗	ルキド	ミノア					業規格	塗り 日本工 一
_		料	樹脂塗	ルキド	ミノア				三十以	業規格たり百	塗り 日本工 一回当 一

験により同等以上の性能を有すると認め	用し、膜厚は五〇マイクロメートル以上
K五四○○(一九九○)に規定される試	上の性能を有すると認められる塗料を使
クリッチペイント二種又は日本工業規格	クリッチペイント二種又はこれと同等以
規格K五五五三(一九九一)厚膜型ジン	規格K五五五三(二〇一〇)厚膜型ジン
(1) 錆止め塗装の塗料の種類は、日本工業	(1) 錆止め塗装の塗料の種類は、日本産業
定めるところにより塗装を行うこと。	定めるところにより塗装を行うこと。
定める下地処理を行った後、速やかに次に	定める下地処理を行った後、速やかに次に
が砂又は埋土等と接触する部分には、イに	が砂又は埋土等と接触する部分には、イに
付けられている付属品であって、その外面	付けられている付属品であって、その外面
ロ バルク貯槽及びバルク貯槽に溶接で取り	ロ バルク貯槽及びバルク貯槽に溶接で取り
イ [略]	イ [略]
ム未満のバルク貯槽	ム未満のバルク貯槽
三 地盤面下に埋設した貯蔵能力三千キログラ	三 地盤面下に埋設した貯蔵能力三千キログラ

とすること。

5

れる塗料を使

用

Ļ

膜厚

は

五

 \bigcirc

マイ

ゥ

口

メ

1

ル 以

上とすること。

(2)略

(3)下塗り 塗装 0 塗料の種類は、 日 本産業

規 格 K 五. 五. 五. 八 構 造 用 さび

止 めペイント В 種 又は これと 同 等 以 上 \mathcal{O}

性 能 を 有す Ś と認 \Diamond 5 れ る塗 料 を 使 用

膜厚 は三百 7 1 ク 口 メ } ル 以上とす

(4) 下 り塗装完了

後二十

匝

時

間

以

上

経

過

· 塗

L て か ら、 電 磁 式二点! 調 整 型 電 磁 微 厚 計

に より 塗膜 \mathcal{O} 厚さを測定し、 膜 厚 が 三百

(2)

略

(3)上塗り 塗装の塗料の種類 は、 日 本工業

規 格 K 五. 五. 五. 九 九 エ ポ 丰 樹

脂 塗 料 種 又 は 日 本工業規格 K 五. 兀

九 九 \bigcirc に 規 定さ れ る試 験 に ょ り 同

等 以上 一の性能 を有すると認め 5 れ る 塗 料

を使用 し、 膜厚は三百 7 1 ク 口 メ] 1 ル

以上とすること。

(4) 上塗り塗装完了後二十四 時 間 以 上 経 過

7 か ら、 電 磁 調 整 型 電 磁 微 厚 計

により 塗膜 \mathcal{O} 厚さを測定 Ļ 膜 厚が 三百

に

五 + 7 1 ク 口 メ 1 1 ル 以 Ĺ あることを確

認 す ること。

ハ 地 盤 面 下 に 埋 設するバ ル ク 貯 槽で、 あ って

貯 槽 室 一に設置 L な 1 ŧ 0) に あ 9 て は、 次

に 掲 げ る基準 に 従 って、 電 気防 L よく 、措置を

講 ずること。

(1) 陽 極 材 に 日 本 産 業 規 格 Н 六一二五

九 九 五. 防 食 用 7 グ ネ ・シウ 7 陽 極 種 を

使 用 す る流 電 陽 極 法 によること。 0 場

合に お *(*) て、 マグネシウ L は、 発 生 電 流

を 流 出 しやすくするため バ ツ クフ イ ル 内

 \Diamond た ものとすること。

12 納

(2)

略

認すること。

五

十

7

イク

口

メ

]

1

ル

以

Ĺ

あることを確

ハ 地 盤 面 下に 埋 設するバ ル ク 貯 槽 で あ 0

7

貯 槽 室 に . 設置 L な 1 ŧ 0) に あ 0 ては、 次

に 掲 げげ る基準 に 従 って 電 気 防 L ょ く措| 置

を

講ずること。

(1)

陽 極 材 に 日 本 工 業 規 格 Н 六一 <u>二</u> 五.

九 九 五 防 食 用 7 グネ シ ウ 4 陽 極 種

合に 使 用 お す いて、 る流 電 陽 マグネシウ 極 法 によること。 4 は、 発 生 電 0 流 場

を流 出 L やすくするため バ ツ クフ 1 ル 内

納 \otimes たも のとすること。

に

(2)

略

を

第二十五条 規則第六十四条第一項第十五号の圧	第二十五条 規則第六十四条第一項第十五号の圧
(圧力計の設置等)	(圧力計の設置等)
あること。	あること。
九〇)自動車部品振動試験に合格するもので	九五)自動車部品振動試験に合格するもので
三 液面計は、日本工業規格D一六〇一(一九	三 液面計は、 日本産業規格 D一六〇一(一九
一•二 [略]	一 • 二 [略]
ければならないものとする。	ければならないものとする。
面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けな	面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けな
第二十三条 規則第六十四条第一項第十三号の液	第二十三条 規則第六十四条第一項第十三号の液
(液面計の設置等)	(液面計の設置等)
ニ〜〜 [略]	ニ〜へ [略]

一次に掲げる機能及び構造を有すること。	一次に掲げる機能及び構造を有すること。
第二十八条 [略]	第二十八条 [略]
(ガス漏れ検知設備の設置等)	(ガス漏れ検知設備の設置等)
	ること。
ものであること。	分の常用の圧力を適切に測定できるものであ
が当該区分の常用の圧力を適切に測定できる	有するものであり、かつ、測定範囲が当該区
の性能を有するものであり、かつ、測定範囲	ルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を
九四)ブルドン管圧力計又はこれと同等以上	二〇一七)アネロイド型圧力計―第一部:ブ
二 圧力計は、日本工業規格B七五〇五 (一九	二 圧力計は、日本産業規格B七五〇五―一 (
一[略]	
ければならないものとする。	ければならないものとする。
力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けな	力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けな

五 感震器又は振動検知器は、 日本工業規格D	五 感震器又は振動検知器は、日本産業規格D
一~四 [略]	一~四 [略]
のとする。	のとする。
に掲げる基準に従って設けなければならないも	に掲げる基準に従って設けなければならないも
機器は、感震器又は振動検知器とし、次の	機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号
第二十九条 規則第六十四条第一項第十八号口	第二十九条 規則第六十四条第一項第十八号ロの
(衝撃を検知する機器の設置等)	(衝撃を検知する機器の設置等)
کی	ے ح
動車部品振動試験に合格するものであるこ	動車部品振動試験に合格するものであるこ
ワ 日本工業規格D一六〇一(一九九〇)	ワ 日本産業規格D一六〇一(一九九五)自
イ〜ヲ[略]	イ〜ヲ [略]

備考 表中の [] は注記である。	合格するものであること。一六〇一(一九九五)自動車部品振動試験に
	合格するものであること。一六〇一(一九九〇)自動車部品振動試験に

附

則